

平成23年度版

石垣市人事行政の運営等の状況

平成24年3月

# 石垣市人事行政の運営等の公表

## 1 職員の任用及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任用に関する状況

#### ア 採用の状況（平成22年度）

区分	行政職	土木技術職	保育士職	幼稚園教育職	消防職	計
採用者数	14	3	2	1	4	24

#### イ 退職の状況（平成22年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他の				計
				分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	12	4	0	0	0	0	1	17
教育職	0	2	0	0	0	0	0	2
企業職	1	0	0	0	0	0	0	1
技能労務職	4	0	0	0	0	0	0	4
計	17	6	0	0	0	0	1	24

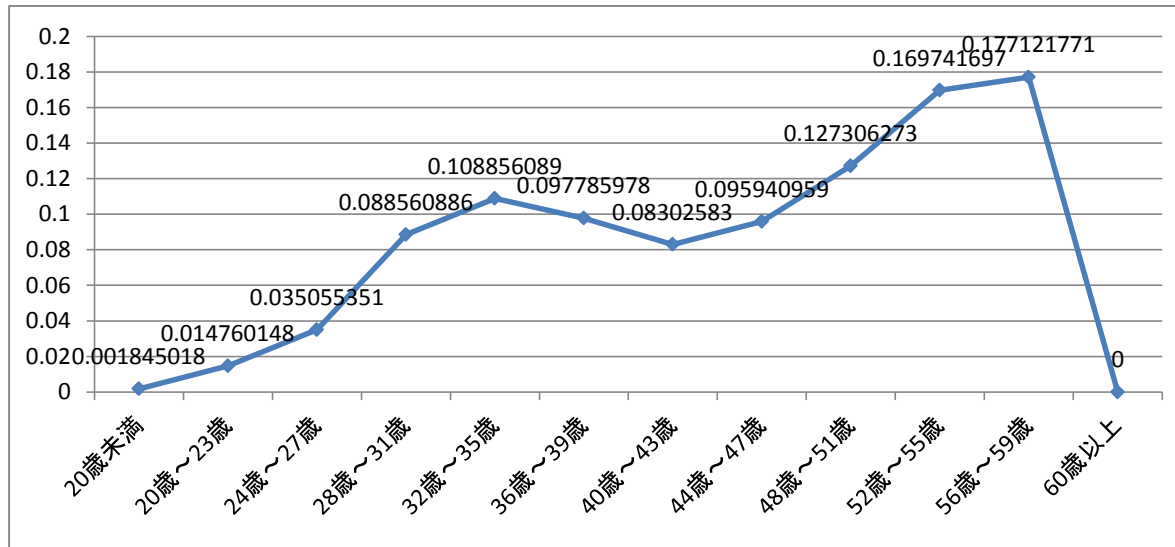
### (2) 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	77	79	2	部の新設、職員研修担当の配置
		税務	26	26	0	
		農林水産	38	41	3	欠員補充、業務増
		商工	9	11	2	欠員補充、観光企画宣伝担当の配置
		土木	26	25	△1	欠員不補充
		民生	86	85	△1	欠員不補充
		衛生	31	28	△3	欠員不補充
	計	299	301	2	人口1,000人当たり職員数 61.97人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 73.05人)	
		教育部門	117	115	△2	事務の統廃合縮小
	消防部門	54	53	△1	欠員不補充	
	小計	470	469	△1	人口1,000人当たり職員数 97.53人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 96.06人)	
公営企業計等部門		水道	27	27	0	
		下水道	7	8	1	体制強化
		その他	37	37	0	
		小計	71	72	1	
合計			541 [ 615 ]	541 [ 615 ]	0 [ 0 ]	人口1,000人当たり職員数 112.4人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

職員構成比



(3) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	19人	48人	59人	53人	45人	52人	69人	91人	96人	0人	541人

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月~平成28年4月における定員管理の数値目標

平成22年4月 職員数	平成28年4月 職員数	純減数	純減率
560人	535人	25人	4.63%

※4月末職員数

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	22年~23年	(参考)
	計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
職員数	541	541	—	—	—	—	—	535
増減		0	—	—	—	—	0	△6

(5) 職員採用試験の実施状況

平成22年度において、次のように職員採用候補者選定試験を実施しました。

ア 採用試験の日程

第1次試験	10月17日
第1次試験合格発表	11月5日
第2次試験	11月21日
第2次試験合格発表	12月20日

イ 採用試験の実施状況

職種	申込者数	一次試験 受験者数 (A)	二次試験 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
行政職	300	255	26	11	23.2
土木技術職	27	26	8	3	8.7
幼稚園教育職	22	20	7	2	10.0
消防職	36	30	11	4	7.5

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

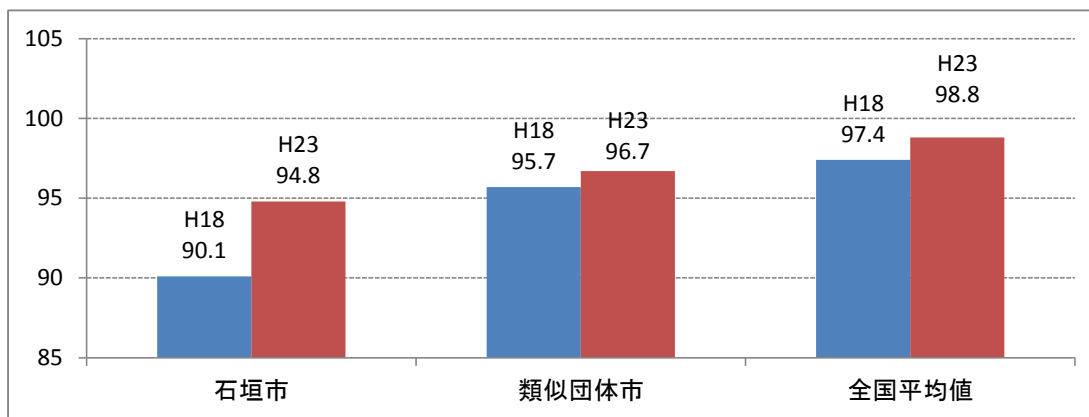
区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	48,123	22,970,120	390,252	4,099,853	17.8	19.4

### (2) 職員給与の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	469	1,859,446	203,440	665,202	2,728,088	5,817

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石垣市	45.6 歳	329,900 円	355,923 円
沖縄県	41.7 歳	318,957 円	366,040 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				民間（沖縄県）		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与
石垣市	51.6 歳	32 人	314,100 円	333,200 円	調理士	42.8 歳	192,300 円
沖縄県	50.6 歳	337 人	339,211 円	386,844 円			
国	49.5 歳	3689 人	283,862 円	321,662 円			

(5) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		石垣市	沖縄県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	— —
	中 学 卒	121,600 円	129,200 円	— —
教 育 職 (幼稚園教育職)	大 学 卒	192,800 円	192,800 円	— —
	短 大 卒	168,600 円	— 円	— —

(6) 職員の経験年数別・学歴平均給料月額状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	269,400	303,700 円	363,900 円
	高 校 卒	218,600	264,200 円	301,900 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	241,700 円	288,400 円

(注) 「—」は該当者なし

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・主事	22 人	7.2 %
2 級	主事・技師	30 人	9.9 %
3 級	主任・係長	85 人	28.0 %
4 級	主任・係長	72 人	23.8 %
5 級	課長補佐	42 人	13.9 %
6 級	課長	43 人	14.2 %
7 級	部長	9 人	3.0 %

(注) 1 石垣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 職員の手当の状況 (平成23年4月1日現在)

期末・勤勉手当

石 垣 市		沖 縄 県		国	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.95 月分	月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

### 退職手当

石 垣 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前特別措置	2%～20%	その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前特別措置	2%～20%
1人当たり平均支給額	21,729 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

### 特殊勤務手当

支給実績(平成22年度決算)				10,785 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)				75,951 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)				30.0 %
手当の種類(手当数)				10種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	税務職員	市税の賦課調査業務	月額	3,000円
徴税手当	税務職員	市税の徴収、滞納整理	月額	4,000円
消防手当	消防職員	消防活動業務	月額	4,000円
救急業務手当	消防職員	救急活動業務	1回	200円
保育手当	保育所職員	保育所長業務	日額	250円
		保育業務	日額	150円
福祉事務従事手当	福祉関係職員	福祉事務関係業務	月額	5,000円
暴風雨時勤務手当	暴風雨時対応職員	暴風雨時の対応業務	勤務時間1時間につき1,200円	
現金取扱手当	出納関係職員	現金取扱業務	月額	1,500円
狂犬病予防等手当	生活環境職員	狂犬病予防及び野犬の捕獲業務	日額	100円
精神障がい者及び行旅病人行旅死亡人手当	福祉関係職員	福祉事務関係業務	1回	1,500円

### 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	30,764 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	66 千円
支給実績(平成21年度決算)	26,273 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	49 千円

その他手当

区分	内 容	手当額（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
主要 三 手 当	扶養手当	配偶者 13,000円 子等 6,500円 16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり	同	—
	住居手当	借り受け 最高27,000円 所有 2,500円 (新築・購入の日から5年間)	同	—
	通勤手当	通勤距離が2km以上で、自動車等を利用している職員に支給 通勤距離に応じて2,000円～20,900円	同	—

(9) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日）

区分	給料月額等	期末手当の支給割合
市長	810,000 円	6月期 1.60月分 12月期1.75月分 計3.35月分（加算措置無）
副市長	650,000 円	
議長	456,000 円	6月期 1.60月分 12月期1.75月分 計3.35月分（加算措置無）
副議長	413,000 円	
議員	386,000 円	

※市長、副市長については、給料月額をそれぞれ10%減額中です。

(10) 公営企業職員（水道事業）の状況

職員給与の状況（公営企業決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	1,246,753	53,616	181,702	14.6	16.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	29	120,152	18,292	43,258	181,702	6,266

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月額
石 垣 市	48.5 歳	357,505 円	526,570 円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含む。

ア 期末手当・勤勉手当（平成23年4月1日現在）

水道企業会計		一般行政職等	
1人当たり平均支給額（平成22年度）		1人当たり平均支給額（平成22年度）	
1,492 千円		1,374 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.95 月分	月分	3.95 月分	月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

水道企業会計			一般行政職等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前特別措置	2%～20%	その他の加算措置	定年前特別措置	2%～20%
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 14,042 千円			1人当たり平均支給額 21,729 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	343 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	13,192 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	89.7 %		
手当の種類（手当数）	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
閉栓手当	水道事業職員	閉栓作業業務	日額 135円
現金取扱手当	水道事業職員	現金取扱業務	月額 1,500円
暴風雨時勤務手当	水道事業職員	暴風雨時の対応業務	勤務時間1時間につき1,200円

オ 時間外勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	8,928 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	331 千円
支給実績（平成21年度決算）	7,342 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	272 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



### 3 職員の勤務時間・その他勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

※ 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分の勤務で、週休 2 日制となっています。

(2) 休暇制度の概要（平成 23 年 4 月 1 日現在）

休暇の範囲	期間																												
1 公務による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき必要と認める期間																												
2 結核性疾患の場合	1 年をこえない範囲内で必要と認める期間																												
3 私傷病(予防接種、予防注射による著しい発熱の場合を含む)	医師の証明書(診断書に基づき、90 日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間)																												
4 医師にかかる必要もない軽い病気	1 年を通じて 10 日以内。ただし、年の途中において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>採用 の月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> <td>4 月</td> <td>5 月</td> <td>6 月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10 日</td> <td>9 日</td> <td>8 日</td> <td>8 日</td> <td>7 日</td> <td>6 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>採用 の月</td> <td>7 月</td> <td>8 月</td> <td>9 月</td> <td>10 月</td> <td>11 月</td> <td>12 月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>5 日</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>1 日</td> </tr> </table>	採用 の月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	日数	10 日	9 日	8 日	8 日	7 日	6 日	採用 の月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	日数	5 日	4 日	3 日	3 日	2 日	1 日
採用 の月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月																							
日数	10 日	9 日	8 日	8 日	7 日	6 日																							
採用 の月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月																							
日数	5 日	4 日	3 日	3 日	2 日	1 日																							
5 伝染病予防法(明治 30 年法律第 36 号)による交通しや断又は隔離	そのつど必要と認める日又は時間																												
6 風水震火災その他これらに類する災害による交通しや断	そのつど必要と認める日又は時間																												
7 風水震火災その他これらに類する災害による職員の現住居の滅失又は破壊	1 週間をこえない範囲内で必要と認める期間																												
8 交通機関の事故等不可抗力の場合	そのつど必要と認める日又は時間																												
9 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	そのつど必要と認める日又は時間																												
10 選挙権その他公民としての権利の行使	そのつど必要と認める日又は時間																												

11 運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部を停止する場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	そのつど必要と認める日又は時間				
12 職員の分べん	医師又は助産師等の証明に基づき、分べんの予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）目にあたる日から分べんの日後8週間目にあたる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間				
13 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数。）当該1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間				
14 子の出生	7日以内の日又は時間				
15 生理日の勤務が著しく困難な女子職員又は生理に有害な服務に従事する女子職員の生理日	2日をこえない範囲内で請求のある日又は時間				
16 女子職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合	1日2回以内で1回について30分以内				
17 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合	習慣上最小限度必要と認める期間				
18 忌引の場合	<table border="1"> <tr> <td>死亡した者</td> <td>日数</td> </tr> </table>		死亡した者	日数	
	死亡した者	日数			
	<table border="1"> <tr> <td>配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</td> <td>10日</td> </tr> </table>		配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	10日	
	配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	10日			
	血族	<table border="1"> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> </table>		父母	7日
		父母	7日		
		<table border="1"> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> </tr> </table>		子	5日
		子	5日		
		<table border="1"> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日</td> </tr> </table>		祖父母	3日
		祖父母	3日		
	<table border="1"> <tr> <td>孫</td> <td>2日</td> </tr> </table>		孫	2日	
	孫	2日			
	<table border="1"> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> </table>		兄弟姉妹	3日	
兄弟姉妹	3日				
<table border="1"> <tr> <td>おじ又はおば</td> <td>2日</td> </tr> </table>		おじ又はおば	2日		
おじ又はおば	2日				
<table border="1"> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> </table>		父母の配偶者又は配偶者の父母	3日		
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日				
<table border="1"> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>3日</td> </tr> </table>		子の配偶者又は配偶者の子	3日		
子の配偶者又は配偶者の子	3日				
<table border="1"> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>2日</td> </tr> </table>		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日		
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日				
<table border="1"> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td>2日</td> </tr> </table>		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	2日		
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	2日				
<table border="1"> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </table>		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日		
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日				
<table border="1"> <tr> <td>父母、配偶者又は子の祭祀を行う場合</td> <td>1日</td> </tr> </table>		父母、配偶者又は子の祭祀を行う場合	1日		
父母、配偶者又は子の祭祀を行う場合	1日				

	備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復の日数を加算することができる。
19 職員の婚姻	7 日以内
20 夏季休暇	5 月から 10 月までの間 5 日間
21 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める日又は期間
22 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1 の年において 5 日の範囲内の期間で日又は時間
23 ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援とる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1 の年において 5 日間の範囲内の期間 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が認めるものにおける活動 (3) (1) 及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
24 男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子

	(妻の子を含む)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であるとみとめられるとき、当該機関内における5日間の範囲内の期間で日又は時間
25 市長が特に必要であると認めた場合	そのつど必要と認める期間

(3) 年次休暇の状況(平成23年1月1日から23年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数	使用率
18,695.9日	6,561.6日	508人	12.9日	35.1%

(4) 育児休業の取得状況(平成22年度)

育児休業の取得人数	男性	女性	部分休業の取得人数	男性	女性
	0	5人		0	0

(5) 介護休暇の取得状況(平成22年度)

介護休暇の取得人数	男性	女性
	1	1

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成22年度)

区 分	降任	免職	休職
処分者数	0	0	4

※ 分限処分は、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反し身分上の不利益な処分として、「降任」、「免職」、「休職」があります。

(2) 懲戒処分者数(平成22年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0	0	0	0

※ 懲戒処分は、法令に違反した場合等、職員の職務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員の秩序を維持するために行う制裁的処分として、免職、停職、減給、戒告があります。

## 5 職員の服務の状況

### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

職務専念義務の免除は、服務上、公務優先の基本原則に照らし合わせて、合理的な理由があると認められた場合のみ、限定的、例外的特例として認められます。

- ◇ 行政措置要求事案の審査への出頭
- ◇ 研修会
- ◇ 人間ドック・健康診査
- ◇ 大学の通信教育の面接授業 等

### (2) 営利企業等の従事許可の状況（平成22年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	37	37

※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づく営利企業等の従事許可  
※

## 6 職員の研修及び勤務成績評定の状況

### (1) 職員研修の状況（平成22年度）

研 修 名		人 数	期 間
階層別研修	新規採用職員研修	23人	5日
	管理者研修（メンタルヘルス）	31人	1日
派遣研修	プレゼンテーション能力養成研修	2人	2日
	一般職員研修	1人	3日
	リスクマネジメント研修	1人	2日
	地方財政セミナー	2人	1日
	一般職員研修	2人	2日
	政策法務研修	3人	2日
	建築・土木技術検査の具体的な進め方犬種	1人	4日
稚内市職員交流研修	1人	14日	
特別研修	法制執務研修	30人	2日
	接遇・コミュニケーション研修	22人	1日
	地方行財政研修	70人	1日

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康管理事業（平成 22 年度）

区 分	内 容	対象者	受診者
職員健康診断	一般健診	人間ドック以外の職員	155 人
	胃検診	希望する職員	3 人
	大腸ガン検診	希望する職員	27 人
	B型肝炎検査	希望する職員	7 人
	C型肝炎検査	希望する職員	5 人
	人間ドック	希望する職員	340 人
	脳ドック	希望する職員	42 人
	がんドック	希望する職員	17 人

### (2) 健康相談の状況（平成 22 年度）

区 分	内 容
産業医による健康相談	97 人（個別相談）

### (3) 地方公務員災害補償状況（平成 22 年度）

区 分	公務災害	通勤災害
前年度末現在未処理件数	0	0
受理件数	1	0
認定件数	1	0
取り下げ件数	0	0
治癒件数	1	0
年度内未処理件数	0	0